

別紙第1のうち、35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質)及び同項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質)の解釈は、次のとおりです。

輸出貿易管理令の運用について(関連部分抜粋)

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	<p>2・4・5-T、2・4・5-T塩及び2・4・5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルドリン、アルジカルブ、ビナパクリル、カプタホール、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロールトールクレゾール(DNOC)及びジニトロールトールクレゾール(DNOC)塩(アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジブプロモエタン(EDB)、エンドスルファン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH(異性体混合物)、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀及び水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾエート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノリエート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、メタミドホス、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿(アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス(2・3-ジブプロモプロピル)=ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>	
		次のいずれかに該当するものを除く。	

		<p>① ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合</p> <p>② メタミドホスであって、1リットルにつき600gを超えて含有する液剤でない場合</p> <p>③ ホスファミドンであって1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤でない場合</p> <p>④ メチルパラチオンであって、19.5%以上含有する乳剤でなく、1.5%以上含有する粉剤でない場合</p>
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N，N′－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN，N′－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター－1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル並びにこれらを含有する混合物又は製剤</p>	
	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エン</p>	

ドリリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬を含む。

ヘキサクロロベンゼン、アルドリリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。

ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。
①潤滑油、切削油及び作動油
②接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
③塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙
④液体を熱媒体とする加熱用

<p>又は冷却用の機器</p> <p>⑤油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー</p> <p>⑥エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ</p>	
<p>アルドリン又はDDTが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>①木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</p> <p>②塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）</p>	
<p>ディルドリンが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>①木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</p> <p>②塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）</p> <p>③羊毛（脂付き羊毛を除く。）</p>	
<p>クロルデン類が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>①木材用の防腐剤及び防虫剤</p> <p>②木材用の接着剤</p> <p>③塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。）</p> <p>④防腐木材及び防虫木材</p> <p>⑤防腐合板及び防虫合板</p>	
<p>マイレックスが使用されている木材用の防虫剤を含む。</p>	
<p>PFOS又はその塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>①航空機用の作動油</p> <p>②糸を紡ぐために使用する油</p>	

	<p>剤</p> <p>③金属の加工に使用するエッチング剤</p> <p>④半導体（無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。）の製造に使用するエッチング剤</p> <p>⑤メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤</p> <p>⑥半導体の製造に使用する反射防止剤</p> <p>⑦研磨剤</p> <p>⑧消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p> <p>⑨防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。）</p> <p>⑩印画紙</p> <p>⑪エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）</p> <p>⑫半導体用のレジスト</p> <p>⑬業務用写真フィルム</p>	
	<p>テトラブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>①塗料</p> <p>②接着剤</p>	
	<p>ペンタブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>①塗料</p> <p>②接着剤</p>	